

災害時における物資供給に関する
協 定 書

令和2年9月18日

鈴 鹿 市

林建材株式会社

災害時における物資供給に関する協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と林建材株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 本協定に定める災害時の協力事項は原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は災害時において物資を調達する必要があると認めるときは乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（協力要請の手続き）

第5条 甲が第3条に規定する物資の供給の要請をするときは、乙に対し、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報の共有等)

第10条 甲乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月18日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

乙 三重県鈴鹿市飯野寺家町66番地1
林建材株式会社
代表取締役

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	ブルーシート，白防災シート，誘導灯，標識ロープ，PPカットヒモ，土のう袋，簡易土のう，ガラ袋，フレコン（トン袋），カラーコーン，バリケード，ヘルメット，防塵マスク，簡易マスク，長靴，安全靴，軍手，ゴム手袋，皮手袋，雨具，ポケットコート，作業服，防塵メガネ，遮光メガネ，舟型一輪車，コンテナバッグ，はしご・脚立，スコップ，じょれん・どうくわ，バール，レンチ・スパナ，かけや，ハンマー，のこぎり，デッキブラシ・たわし，水切り，水モップ，ほうき，バケツ，ちりとり，スポンジ，耐圧ホース，ホースリール，散水ノズル，砂，養生クッションマット
日用品等	タオル，ポリ袋，マスク，雑巾，ガムテープ，ビニールテープ，クーラーボックス
冷暖房機器等	スポットクーラー，送風機，ファン，空調服，ファンベスト，暖房ジャケット
電機用品等	バッテリー，発電機，高圧洗浄機，チェーンソー，ハンマードリル，強力ライト，懐中電灯，クリーナー，ラジオ，防災用キット（充電式ラジオ付テレビ・充電式LEDワークライト・バッテリー・充電器），乾電池
トイレ関係等	仮設トイレ，救急ミニトイレ